平成２３年（フ）第１１１号
長崎県長崎市魚の町１番23―301号
破産者　西島　正義
1　決定年月日　平成23年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３１６号
長崎県長崎市中里町421番地１　フローラ中里101
破産者　島津　宗谷
1　決定年月日　平成23年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８号
長崎県壱岐市郷ノ浦町東触818番地
破産者　長嶋　賢明（旧姓殿川）
1　決定年月日　平成23年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２２年（フ）第２１号
大分県宇佐市大字別府81番地の１、開始決定時の住所大分県宇佐市大字上田211番地の１
破産者　大力　美香（旧姓下村・塩原・近藤・松尾）
1　決定年月日　平成23年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２３年（フ）第５号
大分県中津市大字一ッ松48番地
破産者　高橋イサコ
1　決定年月日　平成23年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２３年（フ）第５５号
大分県中津市650番地
破産者　麻生まゆみ
1　決定年月日　平成23年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２３年（フ）第７０号
宮崎市青島３丁目３番17号
破産者　米良　　悟
1　決定年月日　平成23年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２７７号
宮崎市淀川２丁目４番８号　淀川マンション203号
破産者　鎌田　浩二
1　決定年月日　平成23年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１５６号
沖縄県那覇市壺屋１丁目15番32号　新崎方
破産者　平良　　一
1　決定年月日　平成23年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

破産手続終結

平成２３年（フ）第４６２号
千葉県船橋市西船４丁目19番16―801号
破産者　大竹　　茂
1　決定年月日　平成23年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３５号
栃木県足利市大月町197番地
破産者　有限会社塚崎製作所
1　決定年月日　平成23年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第１７０号
千葉県松戸市上本郷4455番地の１　コージーコート302号
破産者　萩谷　史郎
1　決定年月日　平成23年10月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２０年（フ）第２号
岐阜県高山市上岡本町３丁目328番地
破産者　株式会社マルナカハウス
1　決定年月日　平成23年10月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２２年（フ）第９９２２号
大阪府吹田市江坂町１丁目７番23号
破産者　株式会社サラ（旧商号有限会社インテリアサラ）
1　決定年月日　平成23年10月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５３３号
札幌市北区百合が原２丁目５番５号
破産者　株式会社大商
1　決定年月日　平成23年10月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４５５号
仙台市若林区若林７丁目６番47号　フォーブル21―106、商業登記簿上の本店所在地仙台市宮城野区清水沼１丁目５番23号
破産者　有限会社グリーン興産
1　決定年月日　平成23年10月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第９４７号
千葉市中央区生実町2981番地
破産者　伊能　　進
1　決定年月日　平成23年10月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１７７２号
東京都青梅市長淵７丁目372番地の２ライオンズマンション青梅第２―209、開始決定時の住所東京都青梅市長淵７丁目373番地
破産者　小山　照男
1　決定年月日　平成23年10月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５７５号
東京都世田谷区野毛１丁目７番７号グリーンパレス等々力107
破産者　関岡　一彦
1　決定年月日　平成23年10月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部